

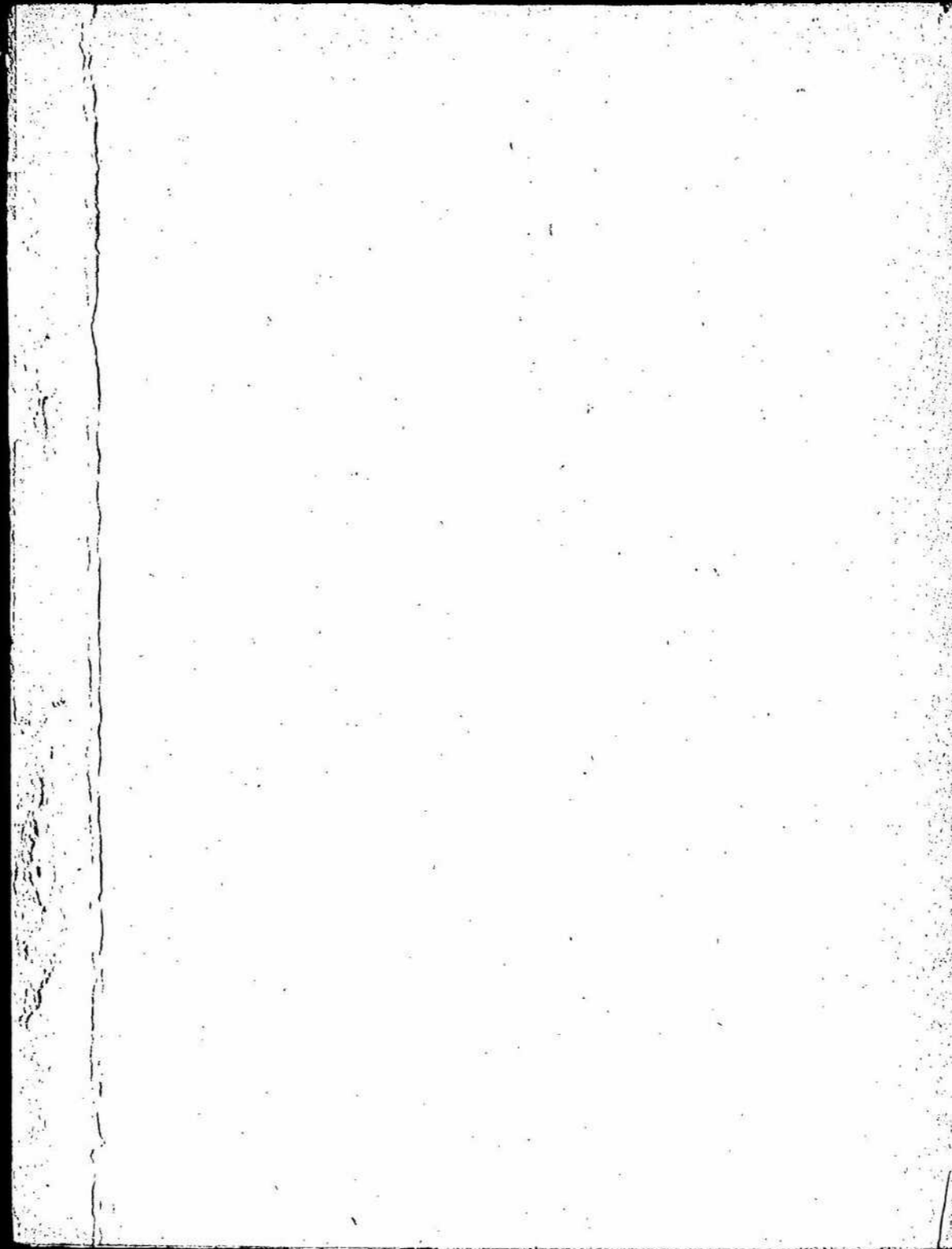


電気興業(株)

株式
處分
126
—

国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	13 - 8
	⑩1726

1726



總務課長部

持株會社整理委員會

記号	第 984 號
起案	昭和 6 年 4 月 30 日
決裁	昭和 年 月 日
備考	

回 議 書

委員長	〃
常務委員	
部 課 長	所 管 部 長
關 係	證 券 部 課 長
	所 管 部 長
	第 二 課 課 長
	係
指定證券處分計書ニ關スル件	
一處分銘柄柄	
愛知興業株式會社株式	五五二八三一
電氣通信者	四八二四
信長電氣工業	三六二一
三井物産	三三七三
東洋電氣	六七六
古河電氣工業	三三八
三井物産	一四〇
合計	五六四八〇三
右ハ別紙ノ通り御詮議願上ゲマス	
三處分計書ノ内容	
併進並勘當ノ決定	

裏面白紙

昭和 年 月 日

持株會社整理委員會

一 處分の方法

從業員処分

二 處分の價額

一株当たり

五〇円(昭三六四一九協議會持回り會議に於て決定)

三 対價受領の方法

現金一時拂

四 譲渡の時期

承認あり次第

五 其他参考事項

裏面白紙

買受人ニ關スル表

	買受希望者數	從業員總數	買受希望者ノ總數ニ對スル百分比	買入希望數	處分總株(口)數ニ對スル百分比	一人當リ買入希望數量
從業員	四七名	四七	六二・六	三五八〇株(口)	二四・〇	最高 三〇〇〇株(口) 最低 六〇〇株(口)
役員	八名	/	/	三〇〇〇株(口)	五八・四	最高 一〇〇〇株(口) 最低 三〇〇株(口)
地方居住者	二〇名	/	/	九九〇〇株(口)	一七・六	最高 三〇〇〇株(口) 最低 三〇〇株(口)
計	七五名	/	/	五六四〇株(口)	一〇〇・〇	最高 三〇〇〇株(口) 最低 六〇〇株(口)

資本金五萬圓以上ノ會社ノ場合右買入キヨリ各人ノ所有ナルポートナル株(口)數ト發行總株數ト一カヲ超セテナクナ
キ
買受希望者從業員中四七名中三〇〇〇〇圓ト起之コ者二名は幹部職員等
トシテ信用能力充分ナリキ者セアリス

裏面白紙

電氣興業株式會社株式會社 買受人名簿

東京都品川區大井元芝町八〇
 申込受付 電氣興業株式會社
 東京都品川區大井元芝町八〇
 社名 電氣興業株式會社

No. /

番 號	買 受 人 氏 名	住 所	會社内ノ地位又ハ會社ノ關係	買受申込株(口)數並ニ總株(口)數ニ對スル%		現在所有株(口)數並ニ總株(口)數ニ對スル%		合計 株(口)數並ニ總株(口)數ニ對スル%		※ 割 當 株(口)數
				株(口)數	%	株(口)數	%	株(口)數	%	
1	名雲 信吉	埼玉縣北埼玉郡三田町184-1	従業員	600	0.0006			600	0.0006	
2	長谷川 文太郎	埼玉縣北埼玉郡上尾町林村	"	600	0.0006			600	0.0006	
3	小野 武夫	埼玉縣入間郡福瀬村字高岡	"	600	0.0006			600	0.0006	
4	高橋 亨	世田谷区世谷5-2978	"	600	0.0006			600	0.0006	
5	岡村 正規	墨田区東両国1-14	"	600	0.0006			600	0.0006	
6	野村 貴美江	品川区大井元芝町671	"	600	0.0006			600	0.0006	
7	春藤 幸芳	大田区堤方町25	"	600	0.0006			600	0.0006	
8	川田 利明	埼玉縣北埼玉郡伊奈町小窪600-4	"	600	0.0006			600	0.0006	
9	小島 重春	埼玉縣北埼玉郡伊奈町小窪606-7	"	600	0.0006			600	0.0006	
10	大木 藤吉	練馬区南町5-6758	"	600	0.0006			600	0.0006	
11	青木 寅吉	茨城県結城郡神村町鬼名	"	600	0.0006			600	0.0006	
12	星野 貞子	練馬区南町中町748	"	600	0.0006			600	0.0006	
13	松原 清子	文京区久堅町1	"	600	0.0006			600	0.0006	
14	大木 優	千葉県長生郡野田村萱場	"	600	0.0006			600	0.0006	
15	大木 勝夫	茨城県結城郡神村町大字尾崎	"	600	0.0006			600	0.0006	
16	細野 仁作	埼玉縣南埼玉郡蓮田町3393-1	"	600	0.0006			600	0.0006	
17	高田 山介	川崎市北久保町1071	"	600	0.0006			600	0.0006	
18	武田 松孝	北多摩郡稲江村和泉1763	"	600	0.0006			600	0.0006	
19	松尾 善七	目黒区三谷町20	"	600	0.0006			600	0.0006	
20	高須 春子	世田谷区玉川裏町3-348	"	600	0.0006			600	0.0006	
	小 計			12000	0.12					
	合 計									

注 意
 1. 従業員、役員、地方人申込は、各々別表に記入し、従業員申込分については更に申込受付事務明細に記入のこと
 2. 買受人の記載順序は、申込枚数少ないものより順次記入のこと
 3. 地方人の申込ある場合は、個人名の職業並に会社との關係を特に御明記下さい
 4. ※ 印刷は、電方にて記入致します

買受人名簿

No. 2 申込受付 事業所

社名 及 印

番 号	買受人氏名	住 所	会社内ノ地位又ハ會社ノ關係	買受申込株(口)数並ニ總株(口)数ニ對スル%		現在所有株(口)数並ニ總株(口)数ニ對スル%		合計 株(口)数 並ニ 總株(口)数ニ對スル%		※ 割 當 株(口) 数
				株(口) 数	%	株(口) 数	%	株(口) 数	%	
21	永倉光助	川崎市黒門町730	従業員	600	0.0006			600	0.0006	
22	島崎静夫	千代田区神田北乗物町10	"	600	0.0006			600	0.0006	
23	星野重光	埼玉県入間郡福間村大字福間2-47	"	600	0.0006			600	0.0006	
24	前田正美	港区麻布竹谷町1	"	600	0.0006			600	0.0006	
25	篠原音吉	埼玉県栗野町上巻836	"	600	0.0006			600	0.0006	
26	会田正子	浅谷区播谷本町2-285	"	600	0.0006			600	0.0006	
27	富永よし江	北多摩郡石神川町北町840	"	600	0.0006			600	0.0006	
28	荒木達夫	港区麻布霞町6	"	600	0.0006			600	0.0006	
29	奈良重藏	埼玉県北長土郡上長町上町	"	2,000	0.002			2,000	0.002	
30	三枝平吉	千葉県佐原市原町高甲	"	2,000	0.002			2,000	0.002	
31	若月行雄	神奈川県高津郡津田町津田3000	"	2,000	0.002			2,000	0.002	
32	池田久三	船橋市宮本町2-12P	"	2,000	0.002			2,000	0.002	
33	伊佐喜平	大田区中倉70	"	2,000	0.002			2,000	0.002	
34	佐久間正美	浦和市別所127P	"	2,000	0.002			2,000	0.002	
35	鈴木七郎	世田谷区城町6P1	"	2,000	0.002			2,000	0.002	
36	梅原八重次郎	熱海市上多賀131	"	2,500	0.0025			2,500	0.0025	
37	山口慶清	大田区野町東2-107	"	2,500	0.0025			2,500	0.0025	
38	藤井 釧	杉並区阿佐谷6-1P	"	3,000	0.003			3,000	0.003	
39	前田 健	港区麻布竹谷町1	"	3,000	0.003			3,000	0.003	
40	大和田剛治	世田谷区新町2-325	"	4,000	0.004			4,000	0.004	
	小 計			33,900	0.00339			33,900	0.00339	
	合 計			33,900	0.00339			33,900	0.00339	

注 意
 1. 従業員、役員、地方人申込は夫々別表に記入し従業員申込分については更に申込受付事務所に記入のこと
 2. 買受人の記載順序は申込株数少ないものより順次記入のこと
 3. 地方人の申込ある場合は個人名と職業並会社との関係を特に併記下さい。
 4. ※ 印欄は空欄にて記入致します

東京興業株式會社 買受人名簿

東京都品川區大井元壹町入江
東京興業株式會社

申込受付
事業所

No.

番 號	買 受 人 氏 名	住 所	會社内ノ地位又ハ會社ノ關係	買受申込株(口)數並ニ總株(口)數ニ對スル%		現在所有株(口)數並ニ總株(口)數ニ對スル%		合計株(口)數並ニ總株(口)數ニ對スル%		※ 割 當 株 (口) 數
				株(口)數	%	株(口)數	%	株(口)數	%	
1	青砥 正吉	武藏野市吉祥寺477	縁故者	2,000	0.002					
2	宮尾 新次郎	目黒区宮丘1P03	"	3,000	0.003					
3	藤原 徳右	世田谷区世田谷4-537	"	3,000	0.003					
4	千葉 潔	千代田区丸の内2-2-138 株式會社 團建社内	"	3,000	0.003					
5	毛 呂 邦次	大田区調布後町1-37-1	"	3,000	0.003					
6	松本 実	港区今入町8 城南ビル	"	5,000	0.005					
7	津田 龍二	渋谷区代々木町834	"	5,000	0.005					
8	板津 直平	中央区日本橋本町2-7 富永物産株式會社内	"	5,000	0.005					
9	米 戸 博	武藏野市吉祥寺3000	"	5,000	0.005					
10	吉岡 伊勢	品川区下大崎2-183	"	5,000	0.005					
11	森田 実	北多摩郡調布町下柳632	"	5,000	0.005					
12	安部 十二	板橋区下高塚町703	"	5,000	0.005					
13	橋本 永助	中央区日本橋兜町1-4	"	5,000	0.005					
14	伊東 子之助	品川区豊町6-181	"	5,000	0.005					
15	西村 平次郎	世田谷区玉川奥町2-54	"	5,000	0.005					
16	西村 高久	品川区大井龍子4512	"	5,000	0.005					
17	折井 日向	大田区調布後町1-44	"	5,000	0.005					
18	李 保長男	四谷区信濃町21	"	5,000	0.005					
19	北澤 國男	中央区日本橋室町1-7	"	10,000	0.01					
20	萩原 基太郎	中央区麻布十番1-4丸の内	"	10,000	0.01					
	小 計			99,000	0.009					
	合 計									

注 意
 1. 従業員、役員、地方人申込は表々別表に記入し従業員申込分については更に申込受取別表に記入のこと
 2. 買受人の電話番号は申込枚数少ないものより順次記入のこと
 3. 地方人の申込番号は個人名義の職業者会社との関係を示すに併記下さい
 4. ※印欄は空欄にて記入致します。

昭和 年 月 日

持株會社整理委員會

三菱	3,981	160	3,621	} 11,972 @ 10-
古田	2,473	100	2,373	
車馬	706	30	676	
古電	353	15	338	
住電	5,044	220	4,324	
三井	145	5	140	} 598,600.-
(國際)	477,301	24,470		
	587,803	25,000		

裏面白紙

議案第

號附屬 昭和二十六年五月四日第

回會議上提

電氣興業株式會社株式割當

1. 譲渡株數

五六四、八〇三株 H・C・L・C提出（總株式數一、〇〇〇、〇〇〇株の五六%）

2. 價 格

一株五〇圓（四月一九日協議會持廻り會議に於て決定

3. 報告受理日

四月三〇日

4. 買受申込概要

（従業員總數四七名）

従業員 役員 地方居住者 計	總數に對する%	買受申込株數	譲渡株數に對する%		買受申込株數	
			最高	最低	最高	最低
従業員 四七名	100%	一三五八〇三株	二四・〇%	二〇〇〇〇株	六〇〇株	
役員 八名	17.0%	三三〇〇〇株	五八・四%	八〇〇〇〇株	三〇〇〇〇株	
地方居住者 二〇名	43%	九九〇〇〇株	一七・六%	一〇〇〇〇株	二〇〇〇株	
計 七五名	100%	五六四八〇三株	一〇〇・〇%	一〇〇〇〇株	二〇〇〇株	

5. 割當要領 申込通り

「註」買受希望従業員四七名中三〇、〇〇〇圓を超える者二〇名は幹部職員等にして信用能力充分者である。

裏面白紙

昭和 年 月 日

東京都千代田区内幸町三丁目一番地

持株會社整理委員會

電話掛(57)三七八〇―二番

ニ處分の方法

入札処分 八五〇〇株

従業員処分 井中八八株

五〇四八〇三株

ニ處分價額

一株當り 入札処分 廿六札 取付指値 三〇円

従業員処分 廿六札 取付指値

参考書類

一會社の概要

A、會社の内容

會社名

電気興業株式会社

本社所在地

東京都港区大井町八八〇

設立年月

二十五年六月一日

資本金(公稱拂込)

五〇〇〇〇千円 (払込済)

事業の目的

不郎の債権管理、建設、改修工事の請負、
建設施設の設計、建設、改修工事の請負、
不動産の賃貸営業

裏面白紙

昭和 年 月 日

工場の数、所在地、主な据付機械及従業員数（男女別）

東京都千代田区西幸町三丁目一番地

持株會社整理委員會

電話掛號(57)三七八〇―三番

土	也	二五、三二九坪	一三
建	物	(新)京都市大井町倉庫二〇八坪	多摩
		(新)佐美送信所 一〇九坪	延平
		長波送信塔 一〇九坪	多摩送信所 八三坪
		長波送信塔 一〇九坪	長波送信塔 一〇九坪
従業員	計		四十五名

裏面白紙

昭和 年 月 日

東京千代田區内幸町三丁目一番地

持株會社整理委員會

電話報知(57)三七八〇一二番

B、會社の法令上の區分

(イ) ()

系統制限、從屬關係、其他、證券保有、有、無

(ロ) 特經、非特經

特經減資、有、無

C、株式の内容

總株數 一、〇〇〇、〇〇〇 株

株主數 四八〇名

D、會社の主な株主及役員

株主	株數	役員
持株會社整理委員會	七四、〇〇〇 株	代表取締役 眞木正雄
養正區	一、〇〇〇 株	監査役 眞木正雄
協和銀行	一、〇〇〇 株	
日本生命保險株式會社	一、〇〇〇 株	
千代田生命保險株式會社	一、〇〇〇 株	
小林原憲三	一、〇〇〇 株	
小嶋一雄		
黒岡安雄		

裏面白紙

昭和 年 月 日

F、收支状況(単位千圓)

備考	配當率	利益率	差引損益	収入		支出	
				入	出	入	出
			(一)	一三、〇七一	一六、一五三		

東京都千代田区内幸町二丁目一番地

持株會社整理委員會

電話銀座(57)三七八〇―二三番

譲渡價額決定の事情

A、概 要(一株當り)

拠込金額 五〇円

元所有者帳簿價額

財産税法における評價額

正味資産價値 四二、四九二銭

裏面白紙

貸借対照表

昭和二十六年一月三十一日現在

記名 寛永脚 吉平 氏

資産		負債	
科目	目	科目	目
帳簿価額	評價価額	帳簿価額	評價価額
固定資産	八、六〇四	資本金	五、〇〇〇
建物	一、二八八	準備金	五、〇〇〇
構築物	三、四〇〇	外部負債	一、五三三
機械仕具	四〇〇	未払金	二、一四四
車輦運搬具	五三一	未払費用	一、三三〇
工具器具備品	四〇	未収金	八一〇
土地	一、二一四	未収金	七九
敷金	一六	貸倒準備金	二、一六〇
未収金	五、九二一		
棚卸資産	二、五二二		
材料仕掛品	三、三五二		
当座預金	四、八九七		
現金	三、八一		
受取手形	四、三三三		
未収入金	一、一三二		
短期貸付金	七、七二		
有価証券	一、二〇〇		
雑資産	二、五三八		
前払金	二、四八一		
立替金	五七		
損失金	三、〇八二		
前期繰入金	三、〇八二		
合計	一六、五三三	合計	一六、五三三

裏面白紙

昭和 年 月 日

氣配相場 市場 / 月 日 圓

最近三週間平均

買受人買入希望價額 三〇円

元所有者賣却希望價額

B、算定事情

信友電工
三菱電機
安田電機
東洋電機

中面答

本社は昭和二十五年一月一日の國策電氣通信の決定整備計画に
 基き、元會社たる國策電氣通信は昭和二十五年三月二十五日附
 親會社會社たる國際電氣通信は昭和二十五年三月二十五日附
 司令部の變更に依り、同年五月二十五日會社の主事たる通信
 五、受信機、中継機、十六の外技術研究、講習所等設備
 により百億近い施設と設備費額とを以て政府に譲渡するの
 止むを得に至り、残存施設として、依佐美、長波施設、大井倉庫
 多摩送信機（機械等）は政府譲渡済）と以上に附帯する諸施設
 と土地等の現物出資を要して設立されたものが長波施設は
 平時には無用の長物で、利用方法に甚だ慮して、その交渉の結果

東京都千代田区内幸町三丁目一番地
持株會社整理委員會
電話銀座(57)三七八〇一二番

裏面白紙

昭和 年 月 日

持株會社整理委員會

政府の信託第一 大井倉庫は商業會社に信託された事となり、
 多摩手達信託の建物は強引に使用に堪えらるものがある。
 其の地會社の資金貸付を行ふも一部回収困難視されるものを
 みるに至る。此の儘にては會社も危殆に瀕す。一月未現在に於ける
 創業開如に依るに、既三、八、二、千、四、の損失金と計上して、
 役員等によると、既に三、八、二、千、四、の損失金と計上して、
 資産は一種、四、六、九、三、銭を算出するが、明記西事情を考慮し、
 其の最依指値を一株、三、四、と、五、八、九、六、五、八、株の中、
 一、五、〇、〇、〇、株を入札処分と、残株、五、〇、四、六、五、八、株を、
 以て従業員処分とす。事に於て、

裏面白紙

役員、地方居住者及び役員の子式員入申込書

一頁入希望証券の銘柄、種類、数量

電氣興業株式會社株式普通株

右証券を所有していた持株會社名

電氣通借省

五七七、三〇一株

往友電氣工業株式會社

五、〇四四株

株式會社三菱本社

三、七八一株

合名會社安田保壽社

二、四七三株

東京芝浦電機株式會社

七〇六株

古河電氣工業株式會社

三五三株

當社發行總株數

一、〇〇〇、〇〇〇株

員入希望証券の總株數に對する百分比

三頁 受人

従業員、前従業員、地方居住者、役員に於て引受ける

三頁入希望價額（一紙當り）（三十圓）

四代金支拂方法 現金一時拂

五頁入希望時期 補込可めり次第

裏面白紙

④ 價格算出の基礎

A 富社株式の一株當り拂込金額	五〇圓
持株會社帳簿價額	不明
財産税法に於ける評價額	なし
(富番税に於ける評價々額)	三六圓)
氣配相場	なし
一株當り正味資産價額	四六圓
持株會社賣却希望價格	不明
B 買入希望價額算出の根拠	

富社の營業は別記せる如く現在及將來共全く悲觀的で、加ふるに資産價値に於て固定資産は過分減価の極めて甚い特殊物件である等による

⑤ 富會社の概要

A 會社名、本店所在地
 東京都品川區大井元芝町八八〇番地
 電氣興業株式會社

設立年月日 昭和二十五年六月一日

資本金 五千萬圓

發行總株數 普通株 五百萬株 全額拂込済

争訟内容

不動産の賃貸案

東京都品川區大井元芝町八八〇番地所在不造セルタル建スレート
 坪二階建延四九六坪の大井倉庫(三棟)を米國ウイリアムス向社
 に又麥知縣碧海部依佐美村大字高須字山ノ田二三番地所在依佐美
 長波施設(建物及機械一式)を電通會社に夫々賃貸す
 従業員總數 四十五名(男 名女 名)

B 副映、從屬關係又は其の他會社の別

國際電氣通信株式會社の第二會社

全社監査會計認可年月日 昭和二十五年五月十一日

監査會計實行未完了

C 貸借對照表、財産目録、損益計算書、利益金の處分方法
 別紙の通り

裏面白紙

D 株主 数 四八六九名

主な株主名及其の所有株数

持株會社整理委員會

五八九、三〇八

大藏大臣

七四、五〇一

株式會社協和銀行

一八、四四三

日本生命保險相互會社

一五、三六六

千代田生命保險相互會社

一一、一三一

朝日生命保險相互會社

八、四二九

當社の役員

(取締役)

萩原三

山崎一

名岡

(監査役)

眞木正

附考

當社の現状並びに將來の見透

別記の通り

裏面白紙

當社の現状並びに將來の見透

當社は昭和廿五年五月十一日附認可となつた國際電氣通信株式會社の決定整備計畫に基き全社の第二會社として全年六月一日設立した

國際電氣通信株式會社は昭和二十二年三月二十五日附運輸令最高司令部認可の函り全年五月二十五日會社の業務である通信施設即ち送信所五交信所三、中継所十六の外技術研究所、講習所等時價數百餘とも評價されるべき資産を殆んど帳簿價額で政府に譲渡解体され、爾後清算業務を爲して來たのである、廢存物件は戦時中急襲された木造スレート葺の不完全な約六百坪の大井倉庫と、交廻極めて不便邊鄙な所に在る上に通信技術の變遷により以前より逐次施設となつてゐた依佐美長波施設及全じく戦時中急襲送信所として設置せる杉皮葺バラツクの多摩港信所廢存施設等の特殊物件のため政府引續を除外されたものである、此の處分には非常に困難を極めておつたが預算促進の爲に第二會社に現物出資されたもので、之が利用方法に付ては國米種々考慮してゐたのである幸に時勢の進展に伴つて依佐美長波施設を政府に、大井倉庫を外國會社（米國ウイリアムス會社）に夫々賣渡することが出来た、然し之も時勢の變動によ

つて何時かの昇降に在るかも知れられず然る時は此の利用方法は物件の特殊性から見透が立たぬ状態である、尙他産業への乗出しも現前必ずに於ては甚だ不安定視されるので臨時に米國海軍の補命令による依佐美長波工場を請負ふ外國米格別の活期も差控え時の満るを待つてゐたのである他面關係會社方面よりの執功なる讓資懇請に因り一時會社の遊金を有利に運用する意圖の下に相當の貸付を爲したが之も運悪く社會の意圖外の急崩りも伴つて一部回収を困難視されるものを見るに至つたのである従つて今期決算は勿論のこと、當分は相當の減損を見るものと思はれる

斯くて當社の營業は良くなれかしと努力することが反身の結果を生ずるに思透の神に翻弄されてゐるが如くで經營者として、常に申請ない次第であるが之が切開策について更に努力を盡すものである

財 産 目 録

科 目	摘 要	金 額
現金・預金	手許有高及千代田銀行他銀行予金等	二、一八〇、七八七
受取手形	北澤商事株式会社振出約手	四三、二三二、五〇〇
未収入金	依佐榮一月分賃料他	一、一二一、六四〇
有價証券	北海道炭礦汽船株式会社 一〇〇〇〇株 一株二付金四八・〇〇 四八〇、〇〇〇圓 株式会社神戸製鋼所株式 一〇〇〇〇株 一株二付金六〇・〇〇 一、二〇〇、〇〇〇圓	一、六八〇、〇〇〇
未成工事支出金	依佐美長波優工賃等	五、五一〇、九六一
材料及貯蔵品	空中線建設用材料代	二、二五一、八二八
前 払 金	材料購入前払金	二、四八一、〇〇〇
短期貸付金	従業員貸付金	七七二、〇〇〇

立 寄 金	汎電社訴訟保証金等	五七、二〇一	五三
運 物	東京都品川區大井元之町八八〇所在 延 六四八・〇〇	一、二八八、一五七	三六
備 蓄 物	東京都南多摩郡界村相原所在 延 四一〇・〇〇 愛知縣碧南郡依佐美村所在 延 一〇九一・八三	三四、〇八二	〇三
備 蓄 物	依佐美所在長波鐵塔及附屬設備	三九、七九九	五一
備 蓄 物	長波送信装置等	五二一、二四三	一八
車 輛 機 具	自 動 車	四〇、四三五	四二
工 具 ・ 備 品	事務用什器	一、二一三、八七八	二三
土 地	東京都品川區大井元之町八八〇所在 延 一九九・〇〇 東京都南多摩郡界村相原所在 延 二、八九六・八三 愛知縣碧南郡依佐美村所在 延 二、一三三・三〇 層日本橋分室借入金取金等	一六、四四五	〇〇
減 損 金		三、〇八二、〇六五	六二
短期損失金		五、五二五、七三五	五七
合 計		一、一八〇、七八七	

裏面白紙

貸借対照表
資 産 の 部

(昭和二十六年一月三十一日)

現金預金	二、一八〇、七八七・九四
受取手形	四三、二三二、五〇〇・〇〇
未収入金	一、一二一、六四〇・〇〇
有価証券	一、六八〇、〇〇〇・〇〇
未成工事支出金	五、五一〇、九六一・〇〇
材料費貯蔵品	二、二五一、八二八・七五
前期繰入金	二、四八一、〇〇〇・〇〇
短期貸付金	七七二、〇〇〇・〇〇
立替金	五七、二〇一・五三
備前金	一、二八八、一五七・三六
備前金	三四、〇八二・〇三
備前金	三九、七五九・五一
車輻具	五二一、二四三・一八

工具器具備品	四〇、四三五・四二
土地	一、二一三、八七八・二三
敷金	一六、一四五・〇〇
前期損失	三、〇八二、〇六五・六二

合 計

六五、五〇三、七二五・五七

負債及資本部

未払金	一一、一四四、一六八・五七
未払費用	一、三三〇、一〇一・〇〇
未成工事受入金	八一〇、〇〇〇・〇〇
前払金	七九、四五六・〇〇
貸倒準備金	二、一六〇、〇〇〇・〇〇
資本	五〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

合 計

六五、五〇三、七二五・五七

裏面白紙

損益計算書

自昭和二十五年六月一日
至昭和二十六年一月三十一日

營業	收入	六、五七八、四〇三・五〇
減	除	六、四五二、六六八・〇一
營業	利益	三七、五〇〇・〇〇
雑	収入	二、三二五・〇〇
雑	支出	一三、〇七〇、八九六・五一
雑	利益	

損失の部

營業	費用	九、五五三、六五八・五三
株式	發行	四三八、七八七・六〇
法人	役員	五七〇、八九〇・〇〇
文	據	三二九、六二六・〇〇
貸	倒	二、一六〇、〇〇〇・〇〇
倒	債	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
倒	債	

有	限	公	司	評	價	員	計	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合	計	一六、一五二、九六二・一三						

受	引	金	三、〇八三、〇六五・六二
---	---	---	--------------

裏面白紙

株式會社三菱本社

東京都千代田區丸ノ内貳丁目四番地

電氣興業株式會社株式處分希望價額の件

拜啓頭書株式處分希望價額左記の通りに御座候間左様御了承可然
御取計被下度此段御回答旁々御依頼迄得貴意候 敬 具

昭和二十六年三月二十六日

東京都千代田區丸ノ内二丁目四番地

株式會社三菱本社

清算人 北原浩平

持株會社整理委員會

證券部長 御中

記

一、電氣興業株式會社株式(一株ニ付五拾圓拂込) 參、七八壹株

希望價額壹株ニ付金五拾圓也

以上

裏面白紙

持株會社整理委員會

證券部長 中

28
(1/2)

在中物なし

昭和
年
月
日

東京都千代田區丸ノ内二丁目五番地
株式會社千代田銀行本店内

株式會社三菱本社

電話(23)一八一九一、八五七二、〇三四

在中物なし

東 總 第 二 一 三 五 號
昭 和 廿 六 年 三 月 卅 日

東京部中央區銀座六丁目四番地 交詢ビル

住友電氣工業株式會社東京支店
代表取締役 由 井 啟

特 殊 會 社 整 理 委 員 會
御 中

電氣興業株式會社株式處分希望償付ノ件

貴委員會ニ讓渡致シテアリマス電氣興業株式會社株式五〇四四株ガ處
分サレルニ際シマシテハソノ處分以テハ貴委員會ニ一任致シマス
以 上

裏 面 白 紙



昭和二十六年四月十九日

持株會社整理委員會
證券部長 香田信次

港區赤坂葵町二丁目
電氣通信省

次官

榎本

勉

殿

啓

昭和二十六年四月十九日 電氣與業株式の件

掲題株式處分の件に關しては別紙B.O.L.C.決議書寫本の通り、本委員
會に於て管理する同一銘柄の株式と兼に兩決議書記載の條件を以て處
分せらるゝことになりました。
右に關し御異議なき旨本書面の寫本に記載の上直ちに御返却下さい。

首題処分の件について異議ありません。

昭和二十六年四月十九日

電氣通信省

事務次官

榎

本



勉

裏面白紙



第二〇二回会議記録

証券処理調整委員会

裏面白紙

第二〇二回会議記録

日時 昭和二十六年四月十九日（木）

場所 持廻り

持廻り先 オブザーヴァー ランドル氏、オブライエン氏、久米氏（加納氏代理）

協議員

内

内田 管財局長

H O L O

野田 委員長

O I L O

岩坪 委員長

一、臨時議案 議案第三〇二五號處分方法並に交渉價格審議の件(一部変更)

の件(株式)

電氣興業

左の通り決議された。

昭和二十六年四月六日第二〇〇回會議々案第三〇二五號を以て承認された日〇五〇提出電氣興業株式五八九八〇三株の處分に關し、入札處分の最低指値及従業員處分交渉價格を左の通り変更する。

入札處分落札最低指値 一株 五〇円

従業員處分交渉價格 一株 五〇円

なお、右による不落札分は従業員處分に追加するものとする。

昭和二十六年四月十九日

社長

協議員

協議員

裏面白紙

裏面白紙

臨時株主總會議案

電氣興業株式会社

(昭和二十五年八月三十日)

一、資産の再評價及び其の再評價合計額承認の件

當會社の固定資産を左の通り再評價する

再評價日 昭和二十五年六月一日

再評價合計額 五一、六五九、一八二・九一

科目	取得価格	基準日帳簿原価	再評價額	再評價差額
土地	七三、三三三・二二	七三、三三三・二二	九七、六三三・一三	二四、三〇〇・〇〇
建物	一、三九四、三〇九・五五	九五、七三二・六八	六、九七五、八〇八・六八	六、〇二九、〇七七・〇〇
機械	二、二四一、四六八・四六	七四、九二〇・五〇	四三、六六六、一三三・五〇	四三、五九一、三三三・〇〇
什器	三、四三四・七五	四、五八七・五〇	四、五八七・五〇	〇
合計	四、四〇九、七八三・九九	一、七八九、六二二・九一	五一、六五九、一八二・九一	四九、八六九、五〇〇・〇〇

尙再評價差額は資産再評價法により再評價積立金とする

以上

裏面白紙

電氣興業株式會社定款 (昭和二十五年六月一日)

第一章 總 則

- 第一條 當會社の商號は電氣興業株式會社と稱する。
- 第二條 當會社は左の事業を行ふことを目的とする。
 - 一、電波施設の設計、建設、改修工事の請負及電波施設用品の製造販賣
 - 二、高周波に依る木材、金屬其他の處理請負並に同製品の販賣
 - 三、倉庫業
 - 四、不動産の取得、處分及貸借
 - 五、前各號に關聯する一切の事業
- 第三條 當會社は本店を左の地に置く。
 - 一、本店 東京都品川區
- 第四條 當會社の公告は東京都に於て發行する日本經濟新聞に掲載してこれをする。

第二章 資本金及び株式

- 第五條 當會社の資本金は金五千萬圓と定めこれを百萬株に分ち壹株の金額を金五拾圓とする。
- 第六條 當會社の株式は總て記名式とし株券は拾株券、五拾株券、百株券及壹千株券の四種とする。
- 第七條 讓渡により株式の名義書換をしようとするときは當會社所定の請求書に株券を添へてこれを請求しなければならぬ。
- 第八條 其他法定の原因により株式を取得し名義書換をしようとするときは當會社所定の請求書及び株券の外取得の原因を證明する書面を提出しなければならぬ。
- 第九條 株式に對する質權の設定若しくは移轉の登記又はその抹消及び株式に對する信託財産の表示又はその抹消の登記については前條の規定を準用する。
- 第十條 株券の分割、併合、毀損等により新株券の發行を受けようとするときは當會社所定の請求書に株券を添へ提出しなければならぬ。
- 第十一條 株券を喪失した者が新株券の交付を受けようとするときは當會社所定の請求書に除權判決の正本又は謄本を添付して提出しなければならぬ。
- 第十二條 株式の名義書換、質權の登録若しくはその抹消又は信託の表示若しくはその抹消及び新株券の交付については當會社所定の手數料を收納する。
- 第十三條 株主及び登録質權者又はその法定代理人は氏名、住所及び印鑑を當會社所定の書式により當會社に届出なければならぬ。
- 第十四條 外國に在住する株主及登録質權者又はその法定代理人は日本國內に通知を受ける場所を定めて當會社に届出なければならぬ。
- 第十五條 株式の名義書換、質權の登録若しくは抹消は定時株主總會前三十日を超へざる期間停止する。
- 第十六條 前項以外の時期であつても取締役會の決議により公告の上一定の期間名義書換及び質權の登録若しくはその抹消を停止することがある。

第三章 株 主 總 會

- 第十五條 定時株主總會は毎年五月及十一月これを招集する。
- 第十六條 株主が代理人を以て議決權を行使しようとするときはその代理人は當會社の株主又は取締役若しくは監査役である者でなければならぬ。
- 第十七條 總會の議長は社長がこれに任ずる社長に差支へがあるときは他の出席取締役が議長となる。
- 第十八條 總會の議事は議事録に記載し議長並に總會に出席した取締役及び監査役が記名捺印して當會社に保存する。

第四章 取締役及び監査役

- 第十九條 總會に於て取締役拾名以内監査役參名以内を選挙する。
- 第二十條 取締役の任期は就任後第六回、監査役の任期は就任後第四回の定時總會終結のときを以て終了する。
- 但し取締役の一部又は監査役の一部のみを選任する場合にはその任期は他の在任取締役又は監査役の残任期による。
- 第二十一條 取締役の互選を以て代表取締役若干名を定め内壹名を社長他を常任取締

- 二、高周波に依る木材、金屬其他の處理請負並に同製品の販賣
- 三、倉庫業
- 四、不動産の取得、處分及貸借
- 五、前各號に關聯する一切の事業
- 第三條 當會社は本店を左の地に置く。
 - 一、本店 東京都品川區
- 第四條 當會社の公告は東京都に於て發行する日本經濟新聞に掲載してこれをす

第二章 資本金及び株式

- 第五條 當會社の資本金は金五千萬圓と定めこれを百萬株に分ち壹株の金額を金五拾圓とする。
- 第六條 當會社の株式は總て記名式とし株券は拾株券、五拾株券、百株券及壹千株券の四種とする。
- 第七條 譲渡により株式の名義書換をしようとするときは當會社所定の請求書に株券を添へてこれを請求しなければならぬ。
- 第八條 相續その他法定の原因により株式を取得し名義書換をしようとするときは當會社所定の請求書及び株券の外取得の原因を證明する書面を提出しなければならぬ。
- 第九條 株式に對する質權の設定若しくは移轉の登記又はその抹消及び株式に對する信託財産の表示又はその抹消の登記については前條の規定を準用する。
- 第十條 株券の分割、併合、毀損等により新株券の發行を受けようとするときは當會社所定の請求書に株券を添へ提出しなければならぬ。
- 第十一條 請求書に除權判決の正本又は謄本を添付して提出しなければならぬ。
- 第十二條 株式の名義書換、質權の登録若しくはその抹消又は信託の表示若しくはその抹消及び新株券の交付については當會社所定の手數料を收納する。
- 第十三條 株主及び登録質權者又はその法定代理人は氏名、住所及び印鑑を當會社所定の書式により當會社に届出なければならぬ。
- 第十四條 株主の變更があつたときも同様である。
- 第十五條 外國に在住する株主及登録質權者又はその法定代理人は日本國內に通知を受けける場所を定めて當會社に届出なければならぬ。
- 第十六條 株式の名義書換、質權の登録若しくは抹消は定時株主總會前三十日を超へざる期間停止する。
- 第十七條 前項以外の時期であつても取締役會の決議により公告の上一定の期間名義書換及び質權の登録若しくはその抹消を停止することがある。

第三章 株主總會

- 第十五條 定時株主總會は毎年五月及十一月これを招集する。
- 第十六條 株主が代理人を以て議決權を行使しようとするときはその代理人は當會社の株主又は取締役若しくは監査役である者でなければならぬ。
- 第十七條 總會の議長は社長がこれに任ずる社長に差支へがあるときは他の出席取締役が議長となる。
- 第十八條 總會の議事は議事録に記載し議長並に總會に出席した取締役及び監査役が記名捺印して當會社に保存する。

第四章 取締役及び監査役

- 第十九條 總會に於て取締役拾名以内監査役參名以内を選挙する。
- 第二十條 取締役の任期は就任後第六回、監査役の任期は就任後第四回の定時總會終結のときを以て終了する。
- 第二十一條 但し取締役の一部又は監査役の一部のみを選任する場合にはその任期は他の在任取締役又は監査役の残任期による。
- 第二十二條 取締役又は監査役の互選を以て代表取締役若干名を定め内壹名を社長他を常任取締役とする。
- 第二十三條 會社の業務執行は取締役會に於てこれを決する。
- 第二十四條 但し會社の常務は社長及び常務取締役がこれを専行する前項但書の外取締役會の決議を以て社長及び常務取締役に委任した業務は社長及常務取締役がこれを専行する。
- 第二十五條 取締役會は社長これを招集する。但し社長に差支あるときは豫め定めた順序により他の取締役がこれに代る。
- 第二十六條 取締役會の議事は取締役の過半数を以てこれを決する。
- 第二十七條 監査役はその互選を以て常任者を定めることができる。
- 第二十八條 取締役又は監査役中不時に缺員を生じた場合でも尚その法定數を下らない場合にはその補缺選舉は次回の定時總會のときまでこれを延期することができる。

第五章 計 算

- 第二十六條 當會社の營業期は毎年四月一日より九月三十日迄及十月一日より翌年三月三十一日迄とする。

第二十七條 株主配當金は左記期日現在の株主又は質権登録者に對しこれを支拂ふ。
 三月三十一日に終る營業期分 四月三十日
 九月三十日に終る營業期分 十月三十一日
 前項の配當金については支拂開始の日から起算して參ヶ年間これを請求しないときはその権利を失う。

附 則

第二十八條 當會社設立に際し現物出資を爲す者の氏名、出資の目的たる財産及びその價格並びにこれに對して與へる株式の種類及び數は別表記載の通りである。
 第二十九條 當會社設立後に譲受けることを約した財産その價格及び譲渡人の氏名は左の通りである。

- 一、貯藏物品 二四、七六〇・九五
- 一、債權 七九八、二九九・六八
- 一、現金 一〇、五三四、四〇七・九四
- 合 計 一一、三五七、四六八・五七

譲渡 入 國際電氣通信株式會社
 第三十條 當會社の負擔に歸すべき設立費用は金參百萬圓以内とする。
 第三十一條 當會社設立に際して發起人の引受けた株數及び商號は左の通りである。
 百萬株 國際電氣通信株式會社
 第三十二條 當會社發起人の住所及び商號は左の通りである。
 東京都千代田區永田町貳丁目壹番地 國際電氣通信株式會社

第三十三條 取締役及監査役の報酬は會社設立後最初の株主總會に於て決定する迄の間一ヶ月金貳拾萬圓以内とする。
 第三十四條 當會社の第一營業期は第二十六條の規定に拘らず會社設立日より翌年三月三十一日迄とし尙第一回定時株主總會は同年五月これを招集する。

(別表)

1. 現物出資を爲す者の氏名、出資の目的たる財産及びその價額並びにこれに對して與へる株式の種類及び數
 2. 出資の目的たる財産及びその價額 國際電氣通信株式會社

科目	摘要	價額	株式
土地	東京都品川区大井元芝町八八〇番地所在	一、一九九坪〇〇	一七〇、九三三・七一
土地	愛知県碧南郡依佐美村大字高須字山ノ田二三番地の一所在	二一、一三三・三〇	三七、五〇〇・〇〇
土地	東京都南多摩郡野村大字相原字土ヶ谷四一八九番地所在	二八九六・八三	一〇、六六〇・三三
土地	大分県別府市北石垣北井尻八五三番地所在	二〇五三・四〇	四九四、二八九・一九
土地	東京都品川区大井元芝町八八〇番地所在	延一四四・〇〇	八三、五二〇・〇〇
土地	第一倉庫 木造モルタル造スレート葺二階建	延一七〇・〇〇	九八、六〇〇・〇〇
土地	第二倉庫	延一八二・〇〇	一〇五、五六〇・〇〇
土地	第三倉庫	延一九〇・〇〇	六九、〇〇〇・〇〇
土地	第四倉庫	延一五〇・〇〇	七五、〇二六・四〇
土地	管理人宿舎	延一八〇・〇〇	九〇、〇三六・〇〇
土地	車庫 鉄筋コンクリート造 瓦葺平家建	延六二・七五	三九、〇四二・二五
土地	東京都世田谷区成城町六一九番地所在	延六六・二五	七八、〇八四・二七
土地	成美寮 木造瓦葺 二階建	延二五三・八六	五、九八八・二九
土地	東京都世田谷区成城町八五七番地所在	延二五三・八六	五、九八八・二九
土地	幹部住宅 木造瓦葺 二階建	延二五三・八六	五、九八八・二九
土地	愛知県碧南郡依佐美村大字高須字山ノ田二三番地の一	延二五三・八六	五、九八八・二九
土地	長波木館 鉄筋コンクリート造 三階建	延一四〇・〇四	二、七二四・四〇
土地	旧短波室 鉄筋コンクリート造スレート葺平家建	延四〇・四三	八、〇一八・三三
土地	送信室 鉄筋コンクリート造 平家建	延二一・三三	一、三三六・二二
土地	修理工場外四棟 鉄筋コンクリート造平家建	延四二・二八	四、九四八・三三
土地	浴場外二棟 木造スレート葺 平家建	延二二・〇〇	一、三三六・二二
土地	社宅四棟 木造瓦葺 平家建二戸建	延二二・〇〇	一、三三六・二二
土地	東京都南多摩郡野村大字相原字土ヶ谷四一八九番地所在	延二六〇・〇〇	二八八、三四五・五〇
土地	第一局舎外三棟 木造杉皮葺 平家建	延一〇二・〇〇	七三、一二七・一〇
土地	事務舎 木造セメント瓦葺 平家建	延一〇二・〇〇	七三、一二七・一〇
土地	單身宿舎及附屬建物 木造セメント瓦葺 平家建	延一〇二・〇〇	七三、一二七・一〇
土地	独立宿舎及附屬建物 木造セメント瓦葺 平家建	延一〇二・〇〇	七三、一二七・一〇
土地	長波長波送信機及附屬装置一式並短波送信機一式	延一〇二・〇〇	七三、一二七・一〇
土地	貨物自動車	延一〇二・〇〇	七三、一二七・一〇
土地	自動車	延一〇二・〇〇	七三、一二七・一〇
土地	金庫等事務用什器	延一〇二・〇〇	七三、一二七・一〇
土地	有價証券	延一〇二・〇〇	七三、一二七・一〇
土地	合 計	延二六三九、六一二・九一	二、六三九、六一二・九一

3. これに對して與へる株式の種類及び數
 金五拾圓全額拂込済の普通株式 五二、七九〇株

第二十八條 當會社設立に際し現物出資を爲す者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに對して與へる株式の種類及び数は別表記載の通りである。

第二十九條 當會社設立後に譲受けることを約した財産その価格及び譲渡人の氏名は左の通りである。

一、貯藏物品 二四、七六〇・九五
 一、債権 七九八、二九九・六八
 一、現金 一〇、五三四、四〇七・九四
 計 一一、三五七、四六八・五七

譲渡人 國際電氣通信株式會社

第三十條 當會社の負擔に歸すべき設立費用は金參百萬圓以内とする。

第三十一條 當會社設立に際して發起人の引受けた株數及び商號は左の通りである。

百萬株 國際電氣通信株式會社

第三十二條 當會社發起人の住所及び商號は左の通りである。

東京都千代田區永田町貳丁目壹番地
 國際電氣通信株式會社

第三十三條 取締役及監査役の報酬は會社設立後最初の株主總會に於て決定する迄の間は一月金貳拾萬圓以内とする。

第三十四條 當會社の第一營業期は第二十六條の規定に拘らず會社設立日より翌年三月三十一日迄とし尙第一回定時株主總會は同年五月これを招集する。

(別表)

現物出資を爲す者の氏名、出資の目的たる財産及びその價額並にこれに對して與へる株式の種類及び數

1. 現物出資を爲す者の氏名 國際電氣通信株式會社

2. 出資の目的たる財産及びその價額

科目	摘要	数量	價額
土地	東京都品川区大井元芝町八八〇番地所在	一、一九九坪〇〇	一、七〇九、二三七・一
土地	愛知県碧野郡依佐美村大字高須字山ノ田二三番地の一所在	二、一三三・三〇	三七、五〇〇・〇〇
土地	東京都南多摩郡野村大字相原字土ヶ谷四一八九番地所在	二、八九六・八三	一〇、六六〇・三三
土地	大分県別府市北石垣北井尻八五三番地所在	二、〇五三・四〇	四九四、二八九・一九
土地	東京都品川区大井元芝町八八〇番地所在	延一四四・〇〇	八三、五二〇・〇〇
土地	第一倉庫 木造モルタル造スレート葺二階建	延一七〇・〇〇	九八、六〇〇・〇〇
土地	第二倉庫	延一八二・〇〇	一〇五、五六〇・〇〇
土地	第三倉庫	延一九〇・〇〇	六九、〇〇〇・〇〇
土地	第四倉庫	延一五〇・〇〇	七五、〇二六・四〇
土地	管理入宿舎	延一八〇・〇〇	九〇、三六〇・〇〇
土地	車庫 鉄筋コンクリート造 瓦葺平家建	延一五三・八六	三九、〇四二・一五
土地	東京都世田谷区成城町六一九番地所在	延 六六・二五	七八、〇八四・二七
土地	成美寮 木造瓦葺 二階建	延 二五・三三	五、九八八・二九
土地	東京都世田谷区成城町八五七番地所在	延 二五・三三	二、七二四・四
土地	幹部住宅 木造瓦葺 二階建	延 一四〇・〇四	八〇、一八三・八
土地	愛知県碧野郡依佐美村大字高須字山ノ田二三番地の一	延 四〇四・三二	一三、三六三・三
土地	長波木館 鉄筋コンクリート造 三階建	延 四二・二八	四、九四八・三
土地	旧短波室 鉄筋コンクリート造スレート葺平家建	延 一三〇・〇〇	三、五七三・三
土地	添付室 鉄筋コンクリート造 平家建	延 二六〇・〇〇	二八、八三四・五〇
土地	修理工場外四棟 鉄筋コンクリート造平家建	延 一〇二・〇〇	七三、一七二・一〇
土地	浴場外二棟 木造スレート葺 平家建	延 一〇二・〇〇	七三、一七二・一〇
土地	社宅四棟 木造瓦葺 平家建	延 一〇二・〇〇	七三、一七二・一〇
土地	東京都南多摩郡野村大字相原字土ヶ谷四一八九番地所在	延 一〇二・〇〇	七三、一七二・一〇
土地	第一倉庫外二棟 木造杉皮葺 平家建	延 一〇二・〇〇	七三、一七二・一〇
土地	事務舎 木造セメント瓦葺 平家建	延 一〇二・〇〇	七三、一七二・一〇
土地	單身宿舍及附屬建物 木造セメント瓦葺 平家建	延 一〇二・〇〇	七三、一七二・一〇
土地	長波長波送信機及附屬装置一式並短波送信装置一式	延 一〇二・〇〇	七三、一七二・一〇
土地	貨物自動車 一八七・七四	延 一〇二・〇〇	七三、一七二・一〇
土地	自動車	延 一〇二・〇〇	七三、一七二・一〇
土地	金庫等事務用什器	延 一〇二・〇〇	七三、一七二・一〇
土地	農地証券	延 一〇二・〇〇	七三、一七二・一〇
土地	有價証券	延 一〇二・〇〇	七三、一七二・一〇
土地	合計		二、六三九、六一二・九一

3. これに對して與へる株式の種類及び數 五二、七九〇株

金五拾圓全額拂込済の普通株式

定 款

電氣興業株式會社

二十六年四月六日第

回協聯會上提

電氣興業株式會社株式處分方法並に従業員處分交渉價格案要領

譲渡株數 五八九、六五八株

額 面 五〇圓（拂込五〇圓）

總株式數 一、〇〇〇、〇〇〇株の五八・九%

譲渡者 H.O.L.C

舊所有者

電氣通信省

五七七、三〇一株

住友電氣工業

五、〇四四株

三菱本社

三、七八一株

安田保善社

二、四七三株

東京芝浦電氣

七〇六株

古河電氣工業

三五三株

合計

五八九、六五八株

四處分方法及株數

入札處分

八五、〇〇〇株

従業員處分

五〇四、六五八株

五交渉價格(案)

入札處分

落札最低指値一株三〇圓

従業員處分

落札最低價額による

○參考

(一)譲渡者希望價格

入札處分

落札最低指値 三〇圓

従業員處分

落札最低價額による

(二)譲受者希望價格

三〇圓

(三)舊所有者希望價格

電氣通信省

住友電氣工業

三菱本社

安田保善社

東京芝浦電氣

古河電氣工業

(四)一株當り正味資産

四六圓九二錢

(二六年一月末現在B/S)

會社概要

設立 二十五年六月

資本金 五〇、〇〇〇千圓

拂込 五〇、〇〇〇千圓

株式數 一〇〇〇、〇〇〇株

株主數 四、八六九名

事業 電波施設の設計、建設、改修工事の請負並に不動産の賃貸業

所在地 本社 東京都品川区大井元芝町八八〇

従業員數 四五名

六 利益及び配當率

決算期	利益金 (千圓)	正味利益率 (年) %	配當率 (年) %
自昭和二十五年六月一日 至昭和二十六年一月三十一日	(一) 三、〇八一		

裏面白紙

貸借対照表

昭和二十六年一月三〇日現在

資 産 之 部				負 債 之 部			
科 目	帳簿価額	評價価額	摘要	科 目	帳簿価額	評價価額	摘要
固定資産	八六六四			資本金勘定	五〇〇〇		
建物	二三八八			資本金	五〇〇〇		
構築物	三四			外部負債	一五五三		
機械装置	四〇			未拂金	一五五三		
車輛運搬具	五二一			未拂費用	一三三〇		
工具設備品	四〇			未成工事 受入金	二一〇		
土地	一四四			預り金	七九		
敷金	一六			貸倒準備金	一三〇		
未成工事 金	五五二						
棚卸資産	二二五二						
材料及貯蔵品	二二五二						
當座資産	四八九七						
現金・預金	二一八一						
受取手形	四三三三						
未収入金	一三二						
短期貸付金	七七一						
有價証券	一六八〇						
雑資産	三五三八						
前拂金	二四八一						
立替金	五七						
損失金勘定	三〇八二						
当期損失金	三〇八二						
合計	六五五三			合計	六五五三		

裏面白紙

會社損益計算表

自二五年六月一日
至二六年一月三十一日
單位千圓

收入之部		支出之部	
科目	金額	科目	金額
營業收入	六五七八	營業費	九五五三
收入利子	六四五三	株式發行費	四三九
配當收入	三七	法人稅	五七一
雜收入	二	支拂利子	三二九
當期損失金	三〇八二	貸倒準備金	三六〇
		創業費	三〇〇〇
		有價證券評價損	一〇〇
合計	一六一五二	合計	一六一五二

裏面白紙

電氣興業株式會社

當社は昭和二十五年六月一日國際電氣通信の決定整備計畫に基き第二會社として資本金五〇、〇〇〇千圓（拂込済）を以て設立されたものである。

舊會社たる國際電氣通信は昭和二十二年三月二十五日附司令部の覺書に依り同年五月二十五日會社の主体たる送信所五受信所三中継所十六の外技術研究所、講習所等時價にして百億近き施設を帳簿價額を以て政府に譲渡するの止むなきに至り殘存施設として依佐美長波施設、大井倉庫、多摩送信所（機械装置は政府へ譲渡済）と以上に附帶する諸施設と土地等の現物出資を受けて設立されたもので長波施設は平時には無用の長物で利用方法に苦慮していたが交渉の結果政府に賃貸し大井倉庫（木造スレート葺）は商事會社に賃貸する事となつた。多摩送信所の建物は殆ど使用に堪えないものである。

其の他會社の遊金貸付を行うも一部回収困難視されるものをみるに至つた。此の儘にては會社の存立も危殆に瀕する事必定である。

創業開始后未だ本決算を行はずよつて一月末現在に於ける假決算によると既に三、〇八二千圓の損失金を計上している。正味資産は一株四六圓九二錢を算出するが前記事情を考慮し落札最低指値を一株三〇圓とし五八九、六五八株の中八五、〇〇〇株を入札處分とし殘株五〇四、六五八株については落札最低價額を以て従業員處分とする事に致したい。

裏面白紙

電会第五六五号

昭和二十五年七月十九日

電氣通信大臣 田村 文吉



持株会社整理委員会

委員長 野田 岩次郎 殿

國際電氣通信株式会社の第二会社株式について

昭和二十五年四月十八日附連合軍最高司令部経済科学局公正取引
 部部長の電氣通信省あて覚書指令を実施するための昭和二十二年四
 月五日附持株会社整理委員会指示第二十一号に基いて、國際電氣通
 信株式會社清算人より同會社第二會社電氣興業株式會社株式五七七
 三〇一株の割当並びに同株式を貴委員会に引渡するの通知を受けま
 したが、右株式の処分には、特に当省の所有する國有財産の
 管理並びに保全の立場から慎重有利な処理方を配慮されるより特に
 申し入れます。

遞信省

裏面白紙

連 合 報 告 司 令 部

130 (18 Apr. '50) EAS/REP(AC) JPO 500

部長

次長

木下 一 郎
木下 一 郎

山西 隆 一 郎
昭和二十九年四月十八日

宛 先： 連 合 報 告 司 令 部

件 名： 同 告 司 令 部 式 様 分 の 件

昭和三十三年三月二十五日附連合報告司令部の日本政府宛報告書 25004 (25 Mar. '47)

CBS. SOLEPIN 1580 「國際電氣通市及び日本電信電話工業株式の解散に関する件」の

定むる所に従い日本政府宛國際電氣通市株式よりその通市関係資産を取得した。その結果により同社の清算は事實上完了するに至つた。

清算の終結を促進するため同社は請求書の提出により第二會社を設立しその資本株を代りに取得することを規定した。報告書を出した。連合報告司令部は斯る手段は同社清算の完了及び清算分配金の最終支拂を可能とするか故に適切且つ好ましくものと思はる。

6,119,301

國際電氣通市株式が取得した第二會社株式は同社の株主に分属される。電氣通市は同社の株主として約五七、〇〇〇株に相当する権利を取得する。

三、請求書に於ける政府所有権を排除する方針に過ぎず、貴省が株の権利の行使を差控え持株會社の管理委員會に株式処分を委任することを以て思はる。

以上の方策は次の如くして行う。

一、國際電氣通市株式は持株會社管理委員會に電氣通市同業株式を譲渡財産受領證書と交換に譲渡し、且つ同業株式の譲渡分は第一として同業受領證書を譲渡する。持株會社

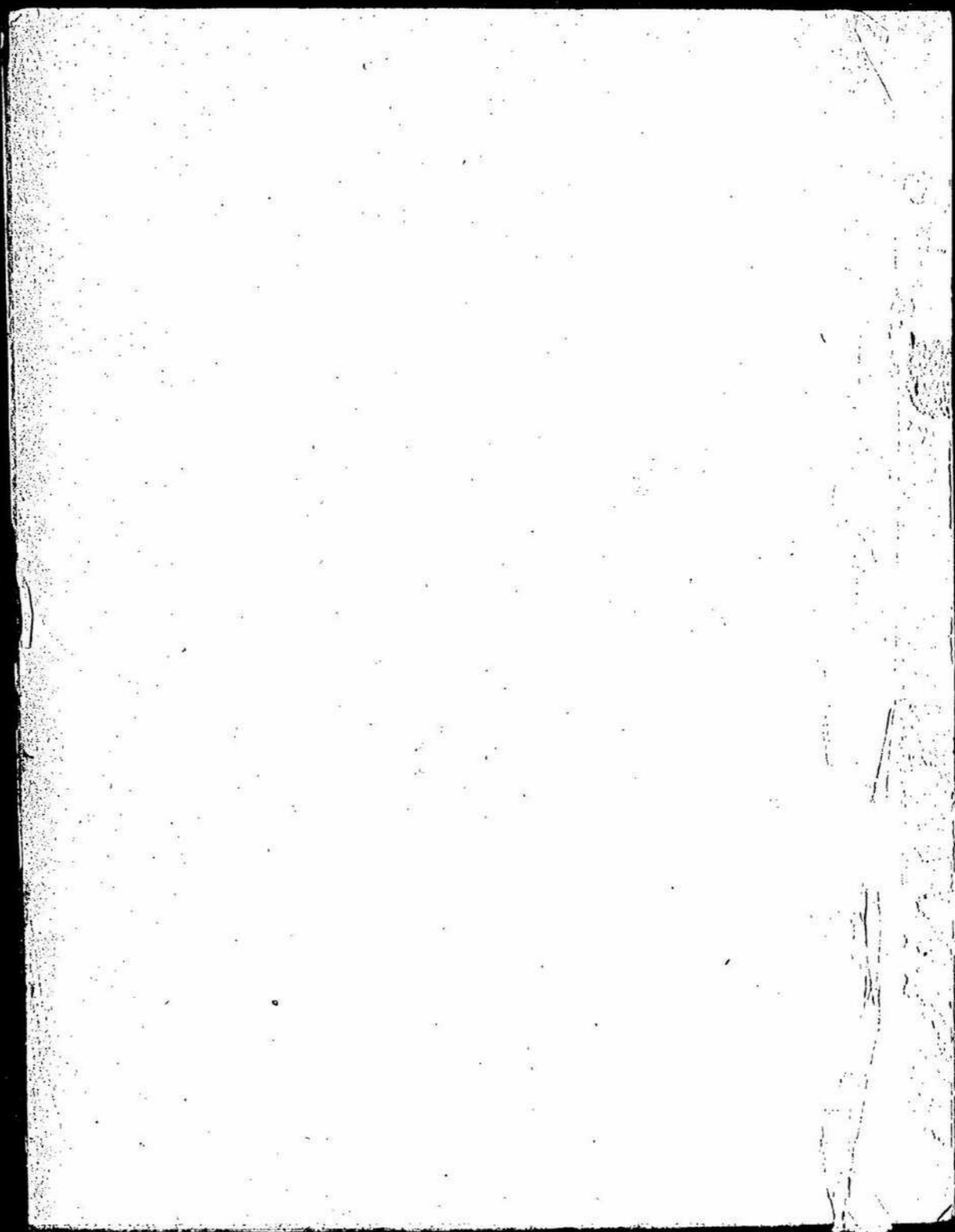
管理委員會は引く取得した株式を庶民の原簿及び手帳に従つて処分し同者が保有する受領財産受領證書を現金にて清償をなす。

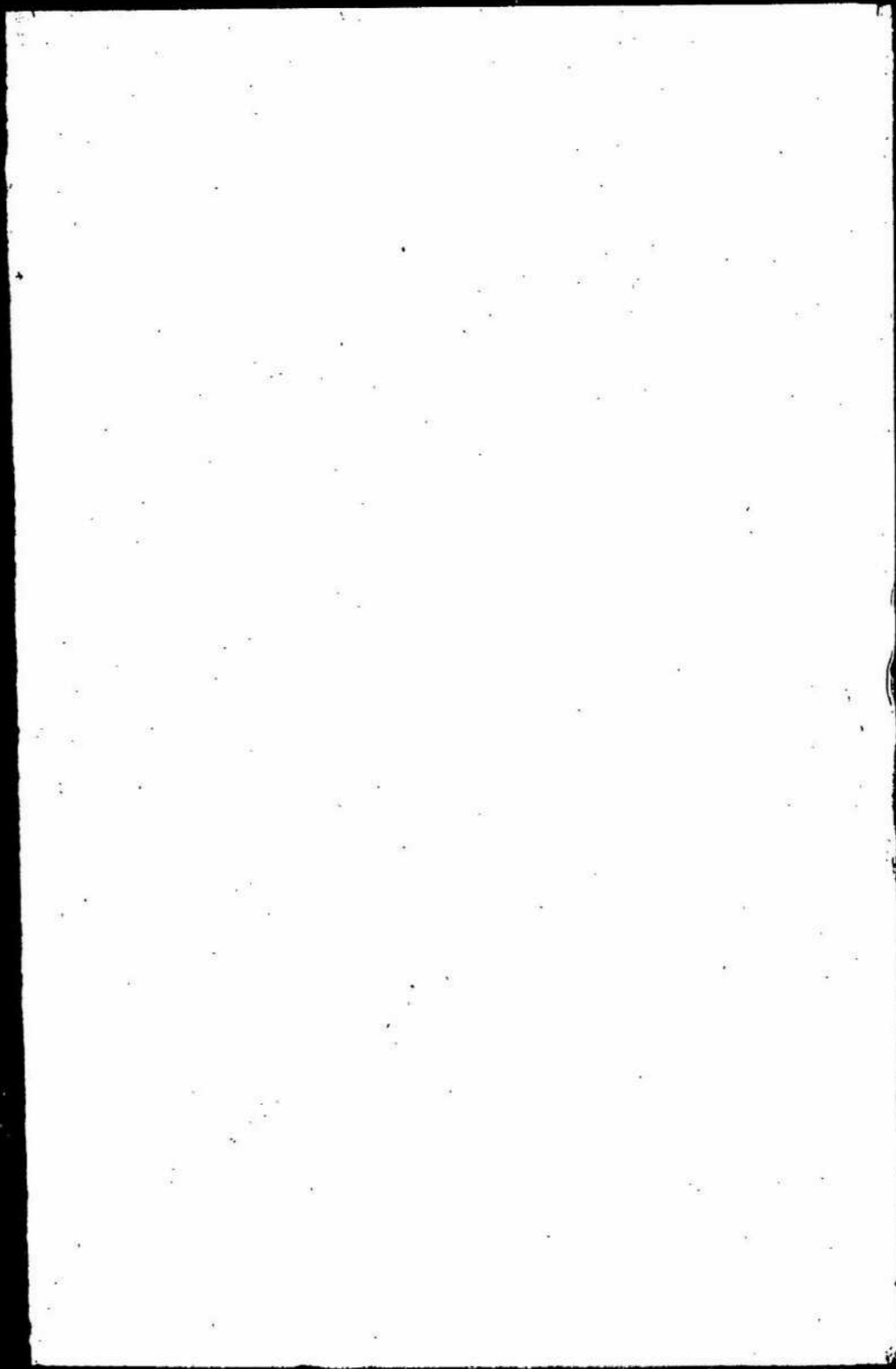
本件に關する貴省の協力を要する。

貴省局長に代りて

公正取引委員会 エドワード・D・ウエルシュ

裏面白紙





Vertical text or markings on the left edge of the white area, possibly a page number or a reference mark.